

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 36(オ)186	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	建物収去土地明渡請求	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 37 年 7 月 20 日	原審裁判年月日	昭和 35 年 11 月 24 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 16 卷 8 号 1632 頁		

判示事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 いわゆる連合国財産返還命令による財産権の喪失につき直接憲法第二九条第三項の規程を根拠として国に対し補償を求めることの当否</li> <li>二 宗教法人令第一条の不動産処分にあたることとされた事例</li> <li>三 宗教法人令による法人が宗教法人法による法人に組織変更した場合と宗教法人令当時なした同令第一条所定の主管者の承認をえない不動産長期賃貸借契約の効力</li> </ul>
裁判要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 昭和二一年勅令第二九四号「連合国財産の返還に関する件」第二条に基く大蔵大臣の命令によつて生じた財産権の喪失につき、直接憲法第二九条第三項の規程を根拠として国に対し補償を求めることはできない。</li> <li>二 建物所有を目的とし、民法第六〇二条所定の存在期間をこえる土地の賃貸借契約は、宗教法人令第一条にいう不動産の処分にあたる。</li> <li>三 宗教法人令による法人のなした同令第一条第一項所定の主管者の承認をえない不動産長期賃貸借契約は、その後右法人が宗教法人法による法人に組織変更され、宗教法人法上は右処分につき制限がない場合でも、そのことにより当然に有効となるものではない。</li> </ul>

全 文
<p style="text-align: center;">主 文</p> <p>本件上告を棄却する。</p> <p>上告費用は上告人の負担とする。</p> <p style="text-align: center;">理 由</p> <p>上告代理人綿引光義の上告理由第一点について。</p> <p>建物所有を目的とし、民法第六〇二条所定の存続期間を超える土地の賃貸借契約は、宗教法人令第一条にいう不動産を処分することに当ると解すべきであるから、原判決に所論の法令解釈適用の誤りはない。論旨は採用できない。</p> <p>同第二点について。</p> <p>宗教法人令第一条第一項所定の不動産処分行為は、同項所定の主管者の承認を得ない限り無効であること同条第二項の規定するところであるが、同令による宗教法人訴外D神社のなした本件土地賃貸借契約（右契約が前記法条にいう不動産処分行為に当ることは前示のとおりである）について未だ右承認のないこと原判決の確定するところであるから、右土地賃貸借契約を無効とした原判決判示は相当である。昭和二六年四月三日施行の宗教法人法においては、本件の土地賃貸借契約の如き財産処分行為につき右と同趣旨の制限規定がないが、宗教法人令による右神社が宗教法人法による宗教法人に組織変更されたとしても、そのことによ</p>

り当然に右の結論が左右されるものではない。所論は、これと異なる独自の見解に基いて原判決の違法をいうものであるから、採用できない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 池田克 裁判官 河村大助 裁判官 奥野健一 裁判官 山田作之助)

---

※参考：判例タイムズ 135 号 64 頁、判例時報 311 号 15 頁